

令和 7 年度 事業計画書

I 基本方針

わが国の畜産は、原油価格、ウクライナ戦争、為替の乱高下などの影響で飼料や生産資材が高止まり、加えて豚熱、高病原性鳥インフルエンザの全国規模での流行や福岡県、熊本県で発生している牛ランピースキン病が発生するなど新しいリスクが常に存在しています。また、新たに誕生したアメリカ政権では、多国間の貿易協定に基づく関税措置から 2 国間相互関税措置に移行していく姿勢となり、今後大きく貿易環境が変化し、畜産物の生産環境にも大きな影響を及ぼしかねない状況です。

国においては食料・農業・農村基本法の見直しを進めており、その柱として国民一人一人の「食料安全保障」、国内の農業生産の増大を基本とし安定的な輸入・備蓄、農業生産基盤等の確保のための輸出の促進、合理的な費用を考慮した価格形成を掲げ、令和 7 年中の国会提出を視野に法制化を検討されています。また畜産分野においても、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の審議が行われており、今後大きな政策の転換が予想される状況です。

さらに、当協会に大きな影響を及ぼす配合飼料価格安定制度のあり方についても、昨年来から引き続き検討を進められている状況です。

このような中で本会は、配合飼料価格の変動による畜産経営への影響を軽減する配合飼料価格差補てん事業を基本事業として適正な運営を行い、加えて、国・県等が行う施設・機械類の整備や畜産経営安定対策、家畜防疫対策など各種の畜産振興事業に取り組み、畜産経営者を支援して畜産業の健全な発展と畜産物の安定供給に貢献します。

II 事業計画

1 配合飼料価格差補てん事業

配合飼料価格の急激な変動による畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格差補てん事業を実施します。畜産経営者の代理人である飼料荷受組合及び上部団体である一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金(以下「全日基」という。)と配合飼料価格差補てん基本契約及び数量契約を締結し、積立金の徴収及び全日基への納入、補てん発動の際の購入数量・販売数量報告のとりまとめ及び全日基への報告、全日基からの補てん金の受入れ及び支払いなどの業務によって畜産経営者を支援します。

令和 7 年度の配合飼料価格差補てん契約

飼料荷受組合	契約件数	契約数量	備考
15組合	850件	496,128トン	

2 畜産環境整備リース事業

畜産経営に必要な施設整備や機械導入に要する投資を軽減するため、一般財団法人畜産環境整備機構(以下「整備機構」という。)が実施する畜産高度化支援リース事業等について、整備機構との業務委託契約に基づき、貸付申請等のとりまとめ、検収の実施、貸付料等の徴収と整備機構への納入、貸付物件の適正管理等の業務により畜産経営者を支援します。

3 肉用子牛生産者補給金事業

肉用牛肉用子牛生産者補給金制度について、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「畜産協会」という。）との事務委託契約に基づき、生産者補給金交付契約書のとりまとめ、個体登録や販売・異動報告書の点検、保留確認及び畜産協会への報告、積立金・事務負担金の徴収及び畜産協会への納入等の業務により肉用牛経営者を支援します。

4 肉用牛肥育経営安定交付金事業

肉用牛肥育経営安定交付金制度について、畜産協会との業務委託契約に基づき、肥育牛補てん金交付契約のとりまとめ、個体登録、販売・異動報告書の点検、疑義事項の処理、畜産協会への報告、積立金・事務負担金の請求等の業務を行って、肉用牛経営者を支援します。

5 肉豚経営安定交付金事業

肉豚経営安定交付金制度について、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への参加申請等の事務を本会に委託された養豚経営者と事務委託契約を締結、飼料荷受組合と事務再委託契約を締結して参加申込み、販売確認申出書等のとりまとめと機構への提出、生産者負担金の徴収並びに機構への納入等の業務を行って養豚経営者を支援します。

6 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

飼料荷受組合及び熊本県商系畜産振興クラスター協議会と連携して省力化機械等のリース事業や優良繁殖雌牛の増頭により高収益型の畜産を育成する畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に取り組み畜産経営者を支援します。

7 その他の畜産振興事業の取り組み

国、県が推進する肉用牛経営安定対策補完事業、養豚経営安定対策補完事業、家畜防疫対策関係事業等に取り組む生産集団の育成など推進体制を整備して事業参加を希望する畜産経営者を支援します。

また、一般社団法人全日本畜産経営者協会や熊本県耕畜連携推進協議会、熊本県畜産 GAP 推進協議会などが実施する事業に参加します。